

移動中の原発を司法が初めて止め。福島第一原発の運転を止めたから。国民の命を守る司法からの重いメッセージと受け止むたい。

論説

2016.3.10

過去事故が具体論へと
しまった可能性がある。単に発電の
効率より安全、経済より命。憲
法が保障する人格権に基づいて住民
を守るという基本への回帰。司法の
常識が働いた。

五年前、東日本大震災による福島
第一原発の事故が起きた前まで、司
法は原発事故と真剣に向き合ってい
たといえるだろうか。「起きるはず
がない」という安全神話と司法まで
染まっていたのではないか。

3/10 田裕

3・11から五年を前に、司法の良
識を見たようである。住民の安堵の
声も聞こえてくるようだ。

3・11後、再稼働した原発の運転
の可否をめぐる初めての司法判断
は、原発は「危険」と断じただけで
なく、事故時の避難計画策定も十分
でないままに、原発の再稼働を
「是」とした原子力規制委員会の
「合理性」にも、「ノー」を突きつけた。

よみがえった人格権

大津地裁の決定は、高浜原発3、
4号機が、そもそも危険な
存在だという前提に立つ。

その上で、最大の争点と
された基盤地震動（耐震設
計の自安となる最大の揺
れに危惧すべき点があ
り、津波対策や避難計画に
ついても疑問が残る）
住民の「人格権」が侵害さ
れる恐れが高く、と判断し
た。

昨年暮れ、福井地裁が危
険性は「社会通念上無視し
得る程度まで管理されてい
る」と切り捨てる、同地裁
が下していた両機の運転差
し止めの判断を覆したこと
は、正反対の考え方だ。

一昨年の十一月、大津地
裁も「避難計画などが足ま
らない」中で、規制委が早急
に再稼働を容認するとは考
え難く、差し迫る状況には
ない」と申し立てを提出していた。

ところが、規制委は「避難計画は
権限外」と、あっさり容認してしま
う。今回の決定からは、そんな規制委
への不信さきががえる。危険は現
に差し迫っているのである。

住民の命を守り、不安を解消する
ためだ。今何が足りないか。3・11
の教訓を踏まえて、大津地裁は具体
的に挙げている。

▽建屋内の十分な調査を踏まえた
福島第一原発事故の原因究明▽事故
発生時の責任の所在の明確化▽國家
主導的具体的な避難計画▽それを視
野に入れた幅広い規制整備▽私た
ちが懸念してきたこと)でもある。

県外住民からの訴えを認めたりと
で、原発の「地元」を立地地域に限
定してきた電力会社や政府の方針も
明確に否定した。

そして、その上で書いた切った。
「原子力発電所による発電がいか
に効率的であり、コスト面では経済
上優位であるとしても、その環境破
壊の及ぶ範囲は我が國がとも超えて
は言ひ難い」

過語事故が具体論へと
効率より安全、経済より命。憲
法が保障する人格権に基づいて住民
を守るという基本への回帰。司法の
常識が働いた。

第一原発の事故が起きた前まで、司
法は原発事故と真剣に向き合ってい
たといえるだろうか。「起きるはず
がない」という安全神話と司法まで
染まっていたのではないか。

震災前までは多くの原発訴訟の中
で、二〇〇三年のむちじゅ訴訟控訴
審（名古屋高裁金沢支部）と〇六年
の志賀原発訴訟審（金沢
地裁）の二つの判決以外

は、すべて原告が負け続け
ていた。

この二つの判決も上級審
で取り消され、原告敗訴に
は、すべて原告が負け続け
ていた。

裁判の二つの判決は一つ
も存在しなかった。

ただ、「レベル7」とい
う福島原発の事故が当
たりにして、司法界でも過
酷事故は抽象論から具体論
へと変質したはずだ。

裁判は原発問題で大きな
存在だ。経済性よりも国民
の命を守る」との方が優先
されるべきなのは言うまで
ない。司法が国民を救え
るか。

その大きな観点で今後の
裁判は行われてほしい。

現に動いている原発を止
める。重い判断だ。しかし、国
会、行政とともに三種のうちにある
裁判は原発問題で大きな
存在だ。経済性よりも国民
の命を守る」との方が優先
されるべきなのは言うまで
ない。司法が国民を救え
るか。

繰り返そう。命は重い。危険が差
し迫っているのない、それは断固
止めるべきである。

規制委は変われるか

裁判も不十分なままに、四十年を
超える老朽原発の再稼働が認められ
たり、再稼働の条件であるはずの免
震設置を建設する約束が反故にされ
てしまったり、規制委の審査にバス
した当の高浜4号機が、再稼働直前
にトラブルを起こしたり…。

再稼働が進むのに比例して、住民
の不安は増している。
規制委は、司法の重い判断を受け
止め、審査の在り方を大きく見直
すべきだ。

政府は福島の現状も直視して、再
稼働ありきの姿勢を根本から改める
べきである。